



利用の手引き

くらしの合言葉

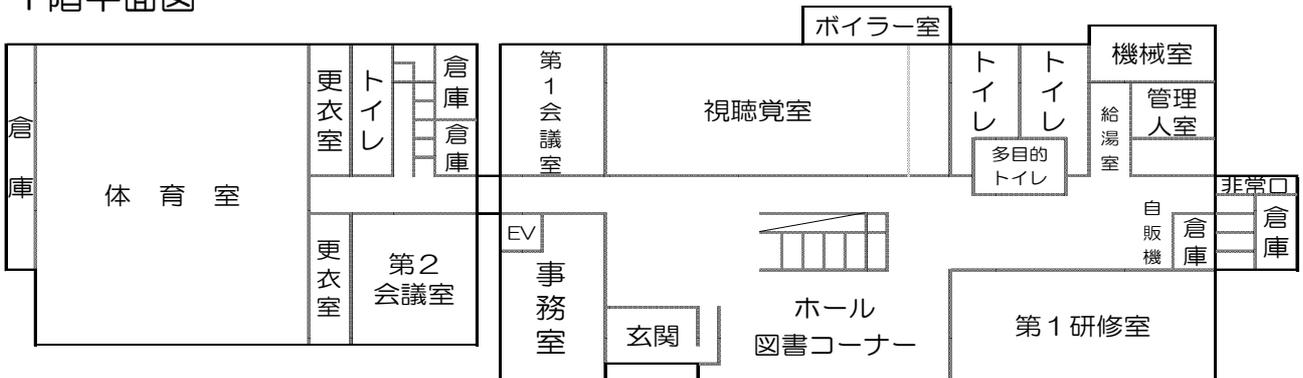
- 励ましあって、カいっばい、この出会いを大切に
- ・あいさつと、仲間づくりを大切に
 - ・規律正しく、なごやかに
 - ・生活は、みんなできめた時間にしがって
 - ・セルフサービスの精神で
 - ・来たときよりも美しく

<施設案内>

2階平面図



1階平面図



◆開館時間

午前9時～午後10時（第3日曜日は午後5時まで）

◆利用時間区分

午前：午前9時～正午

午後：午後1時～午後4時30分

夜間：午後5時30分～午後10時

◆休館日

月曜日(休日を除く)、年末年始(12月29日～1月3日)

利用上の注意

すべての利用団体の皆さんに満足していただくために、次に掲げるルール、マナーを守ってご利用ください。

1 全般について

- 利用日当日には、必ず許可書をご持参ください。（許可書を確認後、鍵をお渡しします。）
- 利用後は原状に復帰し、清掃を行い、施錠や忘れ物を確認した後、鍵と利用報告書をお返しく下さい。
- 施設・設備・器具は大切に扱ってください。万一損傷、紛失した場合は原状回復、修繕、損害賠償の責任を負っていただく場合もあります。必ず事務室へ連絡してください。
- **渡り通路の扉の開閉はお静かに願います。**
- 出たゴミは各自でお持ち帰りください。
- 掃除道具は1階湯沸室入口のロッカーにあります。
2階男子トイレ入口のロッカーにあります。
(各和室及びリーダー室には掃除道具が置いてあります)

2 利用時間について

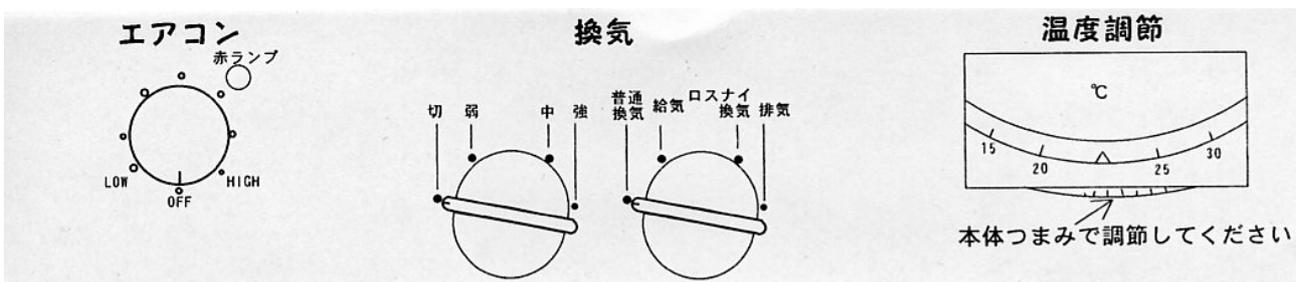
- 利用区分には準備、片付けの時間を含んでいます。
- 当日、やむを得ず利用時間を延長（30分以上1時間未満）する場合は、延長料金をいただきます。ただし、1時間以上の延長は、次の時間区分について新たに利用許可申請をしていただきます。

3 部屋別留意事項

全館禁酒・禁煙です。

体育室	飲食禁止（各種ラケットやボール等の道具は団体でご持参ください）
視聴覚室 (防音設備あり)	飲食禁止 楽器等を扱う場合はこの部屋で行ってください
和室	障子を破らないように気をつけてください もし破れたら事務室で紙と糊をお渡ししますので修繕してください
料理実習室	利用後調理台チェック表で備品の数と位置を確認してください ① ガスの元栓を必ず締めてください ② 冷蔵庫には何も残さないでください ③ ゴミは各自持ち帰ってください
ロビー	危険ですので石庭の中で遊ばない。または遊ばせないよう注意してください
湯沸室	備品（湯のみ、ポットなど）はご自由にお使いください 使った後は元の位置へ後片付けをお願いします

※各部屋の壁にエアコン、換気扇、温度調節のスイッチがあります。



宿泊をとまなう利用の手引き

※青少年の家は研修施設です。研修のために宿泊が必要な場合のみ宿泊が可能です。

(旅館や保養施設ではありません)

(1)申請方法 (受付時間：午前9時～午後5時)

- ① 仮受付を利用日の1か月前までにしてください。(電話可)
- ② 仮受付後、利用日の20日前までに「利用計画書」を提出してください。研修の日程内容を確認します。

※内容や日程によっては、宿泊許可ができない場合があります。

- ③ 利用日の10日前までに宿泊者名簿と利用料金を添えて「本申請」を行ってください。

※シーツ代も併せてお支払いいただきます。

(2)宿泊利用の条件

- ① 登録団体で5名以上宿泊すること。
- ② 午後7時までに入所し、青少年の家で5時間以上研修すること。(翌日の午前中も研修をすること)
- ③ 総合運動公園施設(市体育館、スポーツセンター、陸上競技場、野球場等)を利用するスポーツ合宿は平日のみ宿泊可能。
- ④ 連泊は2泊3日まで。

(3)宿泊の際の留意事項

- ① 生活時間表を参考に年齢層や目的に応じた実りある研修になるよう計画立案してください。
- ② 当日、青少年の家職員と団体責任者との打ち合わせを行います。
- ③ 消灯後の緊急連絡は管理人室(1階裏口 内線31)までお願いします。
- ④ 午後10時以降の出入りはできません。(第2駐車場は午後10時30分から午前7時30分まで施錠されます)
- ⑤ 午後11時に全館消灯し、冷暖房は切れます。
- ⑥ 就寝時は男・女で部屋を分けてください。
- ⑦ 全館禁酒・禁煙です。
- ⑧ シーツ・マクラカバーは必ずつけて布団等を利用してください。(リネン室に置いてあります。使用後もリネン室へ返却してください。)
- ⑨ ゴミは各自でお持ち帰りください。
- ⑩ 入浴は午後8時から10時まで利用できます。
- ⑪ 就寝に使用しない部屋の鍵は使用後一旦返却してください。翌日再度渡します。(防火、防犯のため、また他の利用者のご迷惑となるためご協力ください)
- ⑫ 渡り通路の扉は、近隣の迷惑となりますので、静かに開閉してください。

＜研修の日程表＞ (計画を立てるときの参考にしてください)

1日目		2日目	
9:00	入所 責任者打合せ	6:30	起床
9:15	研修	7:00	朝のつどい
12:00	昼食	7:30	清掃
13:00	研修	8:00	朝食
18:00	夕食	9:00	研修
19:00	研修	12:00	昼食
21:00	入浴	13:00	研修
23:00	消灯・就寝 これより遅い時間は不可	16:30	退所

1 団体登録

青少年の家を利用される団体は、団体登録をしていただく必要があります。団体登録用紙に記入をして青少年の家へ提出してください。申請により下記の団体区分の判定を行います。

※団体は5名以上で、団体登録は年度末まで有効です。

※営利を目的とするご利用はできません。(例：塾や教室、物品販売を目的とした講習会など)

- (1) 青少年団体・・・小学生以上39歳以下の方が過半数を占めている団体
教育関係機関の職員で構成される団体
- (2) 一般団体・・・上記以外の団体

2 申込み方法

申込み受付時間

午前9時～午後9時30分まで（休館日を除く。また第3日曜日は午後5時まで）
ただし、宿泊の申請は午後5時まで。

受け付け可能期間

☆青少年団体・・・利用日の2か月前の月の最初の開館日から

☆一般団体・・・利用日の1か月前の月の最初の開館日から

例)利用希望日が6月30日の場合、青少年団体は4月1日(休館日の場合は次の開館日)から受付ができます。

一般団体は5月1日 //

受付方法

(1) 一斉受付に参加 毎月1日(1日が休館日の場合は次の開館日)に青少年の家で行います。

午前8時45分から9時までにお越しください。(電話不可)

9時の時点で一斉受付の参加者の締切りをします。

(2) 一斉受付以降(一斉受付日の午前10時以降、電話可) 先着順に受け付けます。

※利用日の10日前を過ぎている場合は、仮受付はできません。(青少年の家で直接本申請をしてください。)

3 本申請

仮受付をした場合

必ず利用日の10日前までに利用料金を添えて、本申請を行ってください。

※10日前までに本申請がない場合は、督促の連絡をする事があります。

また、変更や取消をする場合はできるだけ早くご連絡ください。

4 本申請後の変更・取消

変更や取消をする場合はできるだけ早くご連絡ください。

(1) 変更・・・利用日の前日までに利用許可書兼領収書を添えて変更申請を行ってください。

※変更は1回の利用につき、1回限りです。

(2) 取消・・・利用日の前日までに利用許可書兼領収書を添えて取消申請を行ってください。

※還付がある場合は、申請者もしくは団体の口座に振込みで料金をお返ししますので、振込先のわかるものを窓口までお持ちください。

※変更後の取消は還付できません。

還付率

30日前まで・・・100%

20日前まで・・・70%

10日前まで・・・30%

9日以降・・・還付できません(ただし取消の連絡はしてください)